

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	新宿御苑大木戸御殿（22）外構設計業務
業 務 概 要	実施設計図書の作成の一部及び申請手続きを行う業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契 約 年 月 日	令和 4年 6月 1日
契 約 業 者 名	有限会社 香山建築研究所
契 約 業 者 の 住 所	東京都文京区本郷2-12-10
契 約 金 額	8,274,660円（税込み）
予 定 価 格	8,372,540円（税込み）
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	新宿御苑大木戸新御殿は、令和3年度に公募型プロポーザル方式により新宿御苑大木戸新御殿（21）設計業務の設計者として特定された有限会社香山建築研究所が基本設計及び実施設計業務を履行したものである。本業務は、国土交通省告示98号(平成31年1月21日制定)における実施設計に関する標準業務のうち実施設計図書の作成の一部を行う業務である。本事業は、環境省が行う新宿御苑玉藻池周辺庭園及び施設整備の一環として、国土交通省が「新御殿の復元的整備」に係る設計を行うものである。新御殿の外構設計については、環境省が主催する「令和3年度新宿御苑玉藻池庭園復元的整備計画検討会」で確定する庭園整備計画を反映する必要があったことから、当初業務では外構設計を行えない状況にあり、外構設計、積算業務及び計画通知等の申請手続業務を除いて発注した。令和3年度末に環境省より庭園整備計画が提示され、外構部分の実施設計、新御殿及び外構の積算業務並びに計画通知等の申請手続を行うことが可能となったことから本業務で行うものである。これらは、対象業務に係る設計上の経験・知識を有し、かつ、設計内容に精通したものが行う必要があり、業務の性質上、設計者以外の者に実施させることができない業務であることから、対象施設の基本設計及び実施設計業務を実施した当該設計者と随意契約を締結するものである。
業 務 場 所	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間（自）	令和 4年 6月 2日
履 行 期 間（至）	令和 4年 9月30日
備 考	適用法令 会計法第29条の3第4項 特例政令第12条第1項第1号 入札情報サービス（PPI） (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx)にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。